広陵町地域公共交通活性化協議会規約の改正(案)

1 改正点

規約第1条及び3条を改正する。

2 新旧対照表

(設置)

現行

(設置)

第1条 広陵町地域公共交通活性化協 議会(以下「協議会」という。)は、 地域公共交通の活性化及び再生に関 する法律(平成19年法律第59号。 以下「法」という。)第6条第1項の 規定に基づき、地域公共交通総合連携 計画(以下「連携計画」という。)の 作成に関する協議会及び連携計画の 実施に係る連絡調整を行うために設 置する。

(事務所)

第2条 (略)

(協議事項等)

第3条 (略)

- (1)及び(2) (略)
- (3) 連携計画の策定及び変更の協 議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調 整に関すること。
- 連携計画に基づく、事業の実 (5) 施に関すること。

第1条 広陵町地域公共交通活性化協 議会(以下「協議会」という。)は、 地域公共交通の活性化及び再生に関 する法律(平成19年法律第59号。 以下「法」という。)第6条第1項の 規定に基づき、地域公共交通網形成計 画(以下「形成計画」という。)の作 成に関する協議会及び形成計画の実 施に係る連絡調整を行うために設置 する。

改正後(案)

(事務所)

第2条 (略)

(協議事項等)

第3条 (略)

- (1) 及び(2) (略)
- (3) 形成計画の策定及び変更の協 議に関すること。
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調 整に関すること。
- 形成計画に基づく、事業の実 (5) 施に関すること。